

☆がん予防対策の充実

町民が心身ともに健康で、いつまでもいきいきと暮らすためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活や運動などを始めとする生活習慣を改善することができるよう、健康寿命を延伸する取組を進めていくことが必要です。栄養や食生活、運動などの生活習慣全般を改善できるよう、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施していきます。

当町の医療費は管内でもトップクラスの高い水準にあり、「福島町がなんかに負けない基本条例」に基づき、がん検診などの検診率の向上を目指し、医療費の抑制に努める必要があるため、引き続き福島町医師会等の関係機関と連携を図り、がん検診料の無料化をはじめ、健康ポイント制度を継続することにより、がん検診の受診率の向上に努めていきます。

また、各種健診による予防医療や受動喫煙の防止を図るなど、がん予防対策などに積極的に取り組むことにより医療費等の抑制を図っていきます。

さらに、健康フェスティバルや町内の事業所などへの出前講座の開催や、役場庁舎の懸垂幕を利用するなど、様々な視点から町全体でがん撲滅に向けた予防普及活動の強化を推進していきます。



▲検診なども受けられる「ふくしま健康フェスティバル」

☆高齢者等の安心安全な生活環境の充実

地域で誰もが自立した生活を営むためには、地域に住む人それぞれが地域福祉の担い手として活動することが求められています。

地域福祉は、「自助」「共助」「公助」の、それぞれの役割を分担し、相互の連携を図り、その機能を円滑に機能させることにより推進されますので、引き続き関係各機関とも連携を図りながら地域福祉の一層の充実に努めていきます。

地域医療については、長年、当町の医療に貢献いただいた深浦内科医院の閉院を受け、町では後任の医師の確保に向けて、北海道や連携協定を締結している明生会等の関係機関への要請等に努めてきたところであり、町は将来の継続的な地域医療の

確保を図るため、町立による診療所を設立し、診療所の運営を公設で行うこととしています。

なお、新たな医師による診療所の運営に関しては、6月中の開業を目途に準備作業を進めているところです。

高齢者福祉は、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加傾向にあることから、こうした方々が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう、介護予防、生活支援、健康づくりや見守り活動等を引き続き実施するとともに、高齢者等冬の生活支援事業を継続実施することにより、自立した生活が確保されるよう支援していきます。

少子高齢化が進展する中で、核家族化が顕著になってきており、先祖のお墓を継承することが困難な方や新たなお墓を建立することに不安を抱えている方が多くなっていることから、共同で利用できる合葬式墓施設を整備していきます。

社会福祉法人福島幸愛会が運営する特別養護老人ホームについては、老朽化も進み大規模改修が必要な状況にあることから、浴室等の改修事業などの整備を支援することで、入居者の生活環境の向上を図っていきます。

指定管理者制度を導入した温泉健康保養センターは、利用者サービスの向上を一層図り、より多くのお客様に満足頂くような温泉の運営に努めていきます。

介護保険事業は、今年度から新たに第7期介護保険事業計画がスタートすることとなります。

当該計画に基づき健全な保険運営に努めるとともに、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。

なお、第7期介護保険事業期間の介護保険料は、5,600円となり前期計画より300円増額しています。

国民健康保険事業は、今年度から持続可能な医療保険制度を構築することを目的に、北海道も国民健康保険事業の運営に関わる北海道広域化へ移行することとなり、町では、資格管理や保険料の決定、賦課・徴収等を引き続き行うこととなりますが、適正な事務処理に努めるとともに、保険事業の実施により医療費の適正化に努めていきます。

なお、広域化の移行に伴う保険料の基準に関しては、引き続き現行の町の税率を適用することとしています。

後期高齢者医療事業は、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、円滑な制度の運営に努めていきます。

障がい者福祉は、障害者総合支援法による地域生活支援事業や自立支援給付のサービス提供

を円滑に行うとともに、「福島町第5期障がい福祉計画」に基づき、障害のある方が安心して生活することができるよう環境づくりに努めていきます。

水道事業は、千軒地区の老朽配水管更新事業等を始めた事業実施を予定しており、安心・安全な水の供給に努めるとともに、国が定める水道事業経営戦略に基づき、現在の人口規模に見合い、財源的に優位性のある簡易水道事業への移行を視野に認可変更等の策定作業に取り組んでいきます。

合併浄化槽の設置については、より一層の利用促進に向けたPRを推進し、快適な居住環境の創出と公衆衛生の向上・水質保全を図る観点から、設置に対する補助及び融資を引き続き実施していきます。

国道及び道道については、関係機関に対し適切な維持管理や道路改良の実施に向けて要請に努めていきます。

町道は、地域の要望等も踏まえ、緊急性や優先度を定め前期実施計画に基づき計画的に事業推進するとともに、橋梁の延命化を図るため、「橋梁長寿命化計画」に基づき定期的な点検や維持補修を実施し、安全な交通の確保に努めていきます。

昨年度より策定作業を開始した「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」については、本年3月に素案を作成し、本年